

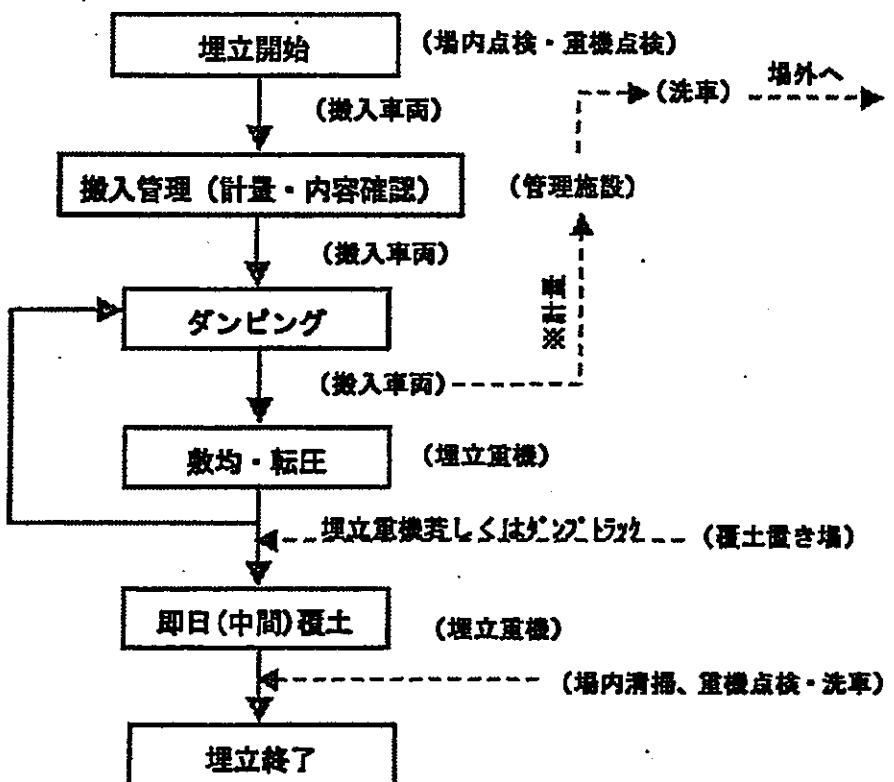
維持管理計画

1 埋立

(1) 埋立作業

1) 埋立作業の構成

1日の埋立作業は、図1-1に示す流れによって行われる。



※ほとんどの車両が登録済みであるため、計量は埋立前のみとなる。

図1-1 1日の埋立作業の流れ

2) 搬入管理

管理施設において、搬入されたごみを計量するとともに、その埋立物が適切な場所からの排出物であること、適切なごみ質であることなどを確認し、有害物などの埋立対象外のごみの搬入を規制する。

3) ダンピング

ダンピングは、搬入車両から埋立ごみの積み卸し作業で、埋立地内に搬入車両が入っていって、所定の場所にダンピングする。

その際、乾燥した灰や比重の軽いものなどは、飛散し易いため、「風の強い日の搬入を制限する」「散水を行う」「ダンピングボックスを設置する」などの対応が必要。

また、搬入車両を埋立地内に通行させる場合は、基本的に中間覆土等が行われている箇

所を走行するが、走行時及びダンピング時に飛散した灰等が車両に付着する恐れがあるため、洗車場で洗車後、場外に退出することとする。

4) 敷き均し・転圧

ダンピングされた埋立ごみを埋立場所まで搬送し、かつ転圧を行う作業で、主にブルドーザやショベルカーコンパクターなどが使用され、それらを併用することも多い。

敷き均し・転圧の方法には、以下に示す「落込み方式」「押上方式」「水平方式」の3つおりが考えられる。

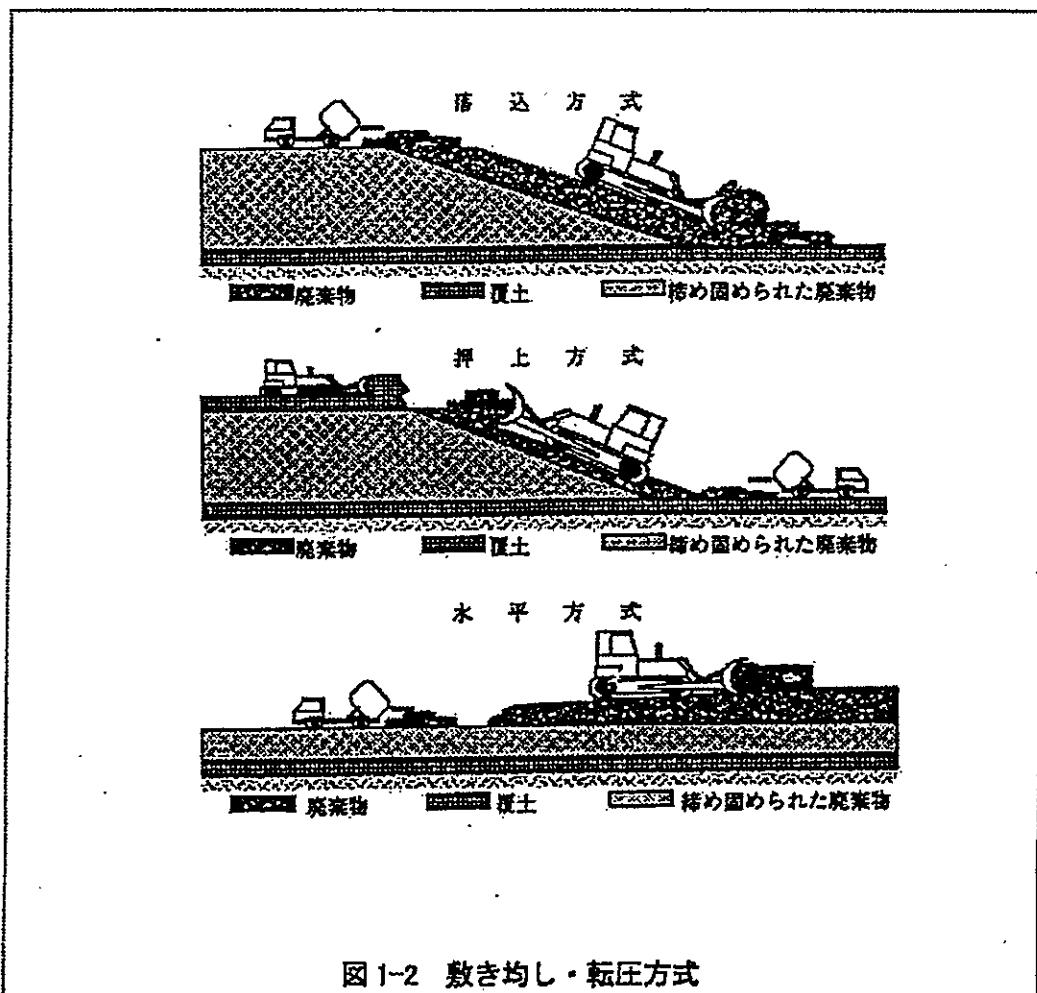


図 1-2 敷き均し・転圧方式

5) 即日覆土

覆土は、敷き均し・転圧されたごみを覆土置き場などから予め埋立地内に仮置きしてある土で覆う。

覆土の実施は、ごみの飛散防止やカラスなどの被害防止、安定化促進に効果があり、徹底して行うことが必要である。

ただし、過大な覆土は、埋立容量を圧迫してしまうため、所定の覆土量を効果的・効率的に覆土することが重要である。

(2) 埋立重機

埋立重機は、搬入車両以外で、埋立ごみを敷き均し転圧するための重機、覆土量土砂の掘削や場内小運搬を行うための重機などがあり、その埋立地の形状、ごみ質、1日の搬入量などを勘案して選択する。

埋立重機の種類と特徴を表1-1に示す。

表1-1 埋立重機の種類と特徴

機材	作業		廃棄物			覆土			埋立規模	立地	特徴
	均し	転圧	掘削	均し	転圧	移動					
ブルドーザ	◎	○	△	◎	○	×			大～小	陸上 水面	敷き均し機能に優れる。転圧作業に適し、柔らかい地盤にも使用可。機動性に欠ける。転圧効果は地盤が固い場合に良好。最も多く採用されている。
トラクタショベル	○	○	◎	○	○	×			大～小	陸上	掘削作業に適する。ブルドーザに比べ敷き均し、転圧機能がやや落ちる。
ホイールドーザ	◎	○	△	○	○	×			大～小	陸上 水面	敷き均し機能が優れるが、転圧効果は、ブルドーザに比べ低い。機動性に優れる。
ホイールローダ	○	△	△	○	△	×			大～小	〃	転圧作業に不適。機動性に優れる。主に積み込み用に使用される。
スクレーブドーザ	×	×	○	◎	○	×			大	〃	移動距離が長く、移動土砂量が多い場合最適。ごみを対象とした作業には適さない。
スクレーパ (自走式)	×	×	○	◎	×	○	大	〃			特に移動土砂量が多いとき最適。廃棄物を対象とした作業には適さない。
パワーショベル	×	×	◎	△	×	×	大～小	陸上			掘削作業に最適。覆土を掘削により入手する場合に使用される。法面整形作業にも使用される。
ドラグライン								水面			
ランドフィル コンパクター	◎	◎	×	○	○	×	大～小	陸上 水面			破碎転圧効果が高い。ただし、硬い地盤上でないと効果が薄れる。未破碎廃棄物の埋立作業に適している。

(3) 覆土

覆土は、埋立を行っていく上で非常に重要な作業の1つで、表1-2に示すような効果がある。

表1-2 覆土の目的

目的	概要
飛散防止	乾燥した灰や比重小さい埋立物などは、風などにより飛散を防止する。
悪臭防止	埋立物が発する悪臭に対して、覆土を行うことにより、土の持つ吸着効果や密度によって大気への飛散を防止する。
火災防止	覆土により火災の発生を防止するとともに、万一火災が発生した場合には、消火用土として活用できる。
ハエ・カラス・ネズミ等害虫被害防止	ネズミ・ハエ等の発生繁殖を抑制することができる。 また、カラス等の鳥類による埋立物の外部への持ち出しによる外部へ飛散・周辺環境の悪化を防止する。
浸出水水量削減	中間覆土等により、埋立地を区割りする場合などは、浸出水の水量を削減することができる。ただし、覆土材にはある程度の難浸透性が求められる。
適切な閉鎖	埋立完了した区画には、おおむね50cm以上の土砂により、最終覆土を行い、適切な閉鎖を行う。

1) 即日覆土

埋立物を敷き均し・転圧後そのまま放置することなく、1日分の埋立が終わり次第速やかに即日覆土を行う。

2) 中間覆土

火災予防、搬入車両等の通行のため、3.0mごとに厚さ50cm程度の中間覆土を行い、覆土表面が相当長い期間露出している場合は、表面のひび割れ沈下によるくぼみ等を定期的に点検し補修する。

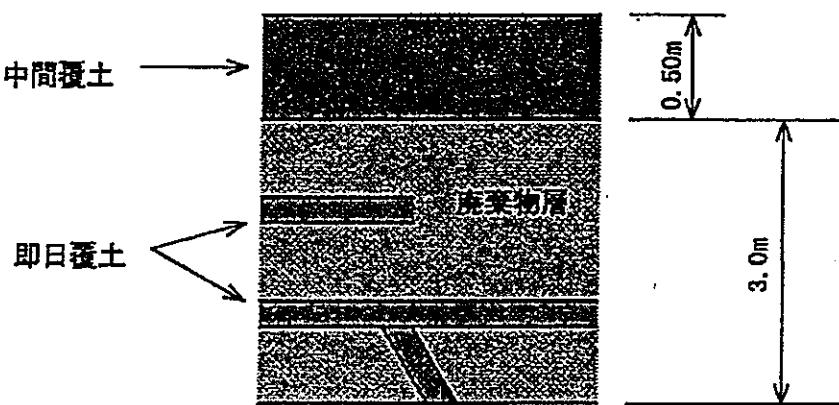


図1-3 中間覆土積層図

3) 最終覆土（開口部の閉鎖）

埋立完了後は地盤をよく締固め、厚さ0.5m以上の最終覆土を行う。

これは、表面から雨水の浸透を防止するとともに跡地利用に供するためであり、その利用目的に応じて覆土の厚さ、材質、雨水排水のための適切な勾配を検討して施工していく。

4) 覆土の確保

覆土用土砂は、毎日の埋立作業において必要不可欠なものであることから、日頃十分な土砂を確保することが必要となる。

本処分場では、敷地内に覆土用土取場を設け、覆土の確保に努めていく。

なお、場内において全ての覆土を確保できない場合は、外部から土砂を調達し、場内に常時ストックしておく。

5) 覆土機能の補完

覆土の効果は、気象条件などによって左右されるため、覆土の機能を補完する対応を検討する必要がある。

補完が必要な機能は、夏季における焼却灰等の水分蒸発によるごみの飛散や悪臭、ハエの発生などが上げられる。

このため、これらに対しては、散水による水分補給、消臭剤の散布や殺虫剤処理などにより対処し、埋立地内外環境の保全に努めていく。

2 搬入管理

(1) 搬入管理の目的

計画的かつ適正に埋立を行うために、埋立物の量及び質を把握することが重要である。
埋立物の量及び質を把握することにより、残余容量の把握や法的及び計画上、不適切な埋立物の搬入拒否などを行うことが出来る。

(2) 搬入管理項目

搬入管理項目を以下に示す。

1) 埋立物の排出者

本処分場は、一般廃棄物を対象とする埋立地であることから、その排出先が一般廃棄物にあたるかどうか、町内から発生しているかどうかなどを確認して、排出者が適切であるかどうかをする。

また、家庭系持ち込みごみ以外の搬入車両は、一般廃棄物の収集許可を取得しているかどうかなども合わせて確認する。

2) 埋立物の性状と量

搬入されたごみが、適切な性状であるかどうかを、予め計画当時に定めた埋立対象物に適合するか照査する。

3) 覆土の計量

埋立物の搬入量に合わせ、計画的に覆土を実施するため、覆土として埋立地内に搬入する前に覆土量を計量する。

4) 搬入情報の記録

埋立ごみや覆土の搬入記録を集計し、「いつ」「どこに」「どのような」ごみを埋め立てたかなど記録する。

3 維持管理

(1) 埋立管理

埋立に先立ち埋立計画を策定し、適切な覆土の確保につとめるとともに、埋立位置、埋立物の種類、転圧・締め固め、覆土量などの埋立作業日報を作成する。

(2) 立ち入り防止

不法投棄や事故などを防止するため、本施設及び埋立地内にみだりに人が進入しないうに、施設及び埋立地の周囲には、進入防止用のフェンスを設置する。

また、浸出水処理施設及び管理棟には、防犯システムを導入し、監視を行う。

(3) 保守点検

処分場を構成する施設に施設の機能低下や破損などの異常はないか、日々点検することにより、災害や環境影響を未然に防止することが重要である。

処分場の保守点検項目を以下に示す。

表 3-1 保守点検項目(1)

施設名	点検項目
土塁堤	<p>① 日常点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ 法面のひびわれやはらみ出しの有無・ 堤上部の段差・滑落・沈下の有無・ 漏水の有無 <p>② 異常時点検の実施</p> <ul style="list-style-type: none">・ 計器による計測
しや水設備	<p>① 日常点検</p> <ul style="list-style-type: none">・ シート接合部のはくりの有無・ 基礎地盤の滑落の有無・ シート敷設法面の土砂中抜けの有無・ 保護マットの状況・ 保護土の状況・ モニタリング管からの漏水の有無 <p>② 異常時点検</p> <ul style="list-style-type: none">・ 保護土や埋立物を除去し、シートの状況を確認
地下水集排水設備	<p>① 日常点検</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地下水点検孔による透明度の確認 <p>② 定期点検</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地下水量及び水質の測定

表 3-1 保守点検項目(2)

施設名	点検項目
雨水集排水設備	<p>① 日常点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水路（特に暗渠）や集水ますの土砂やごみの体積による流下能力の低下の確認（側溝清掃） ・ 沈下や接合部のズレの有無 ・ 洪水調整池の貯水量、排水（越流）状況確認 <p>② 異常時点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検と同様
浸出水調整設備	<p>① 日常点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ データ処理により、浸出水量及び貯水量の把握 ・ 調整設備の防水の状況 ・ 送水ポンプの動作状況 ・ 落ち葉や堆積物の状況
浸出水処理施設	<p>① 日常点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 流量（流入量・放流量・循環水量） ・ 生物処理系、物理処理系、消毒状況、汚泥処理系 ・ 水質管理 ・ 薬品使用量と貯留量 <p>② 定期点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機器点検 <p>③ 異常時点検</p>
関連施設	<p>① 日常点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 門扉等の点検 ・ 防火設備の状況

(4) モニタリング

1) モニタリングの種類と目的

モニタリングは、主に周辺環境への影響度を確認する環境モニタリングと、埋立地内の安定化の状態を経年に計測する安定化モニタリングに大別できる。

2) 環境モニタリング

環境モニタリングには、地下水、放流水、臭気、粉じんがある。

① 地下水モニタリング

地下水モニタリングは、しゃ水工が適切に機能しているか確認するため、処分場の下部に埋設される地下水集排水設備やモニタリング井戸を利用して、地下水質の測定を行う。

② 放流水モニタリング

放流水モニタリングは、周辺環境へ放流可能な水質まで浸出水を浄化するための浸出水処理施設において、計画処理水質までの処理が適切に行われているかどうかを確認する。

浸出水処理施設若しくは放流口の水質を測定する。

③ 臭気モニタリング

臭気モニタリングは、埋立地内で発生する発生ガス、搬入時や埋立作業時に発生する悪臭がどの程度の臭気で周囲に飛散しているかを確認するもので、日常業務を行う施設管理者が受ける臭気強度が異常である場合には、臭気を測定することとする。

④ 粉じんモニタリング

粉じんモニタリングは、ダンピングや埋立作業などにより、ごみが周囲に飛散してないか確認する。

3) 安定化モニタリング

安定化モニタリングは、埋立層沈下、浸出水、発生ガスがある。

① 埋立層沈下モニタリング

埋立ごみの安定化過程における変異を把握するため、埋立層の沈下を測定し、埋立ごみの分解、安定化をマクロ的に予測する。

最終処分場の閉鎖後、廃止までの期間に安定化の指標を確認する目的で測定する。

② 浸出水モニタリング

浸出水の水質を計測することにより、経年的な変化を把握し、安定化予測を行う。

③ 発生ガス

埋立地の内部で、埋立ごみの分解・安定化の過程において発生する発生ガスの質と量を計測することにより、経年的な変化を把握し、安定化予測を行う。

埋立層沈下モニタリングと同様に、最終処分場の閉鎖後、廃止までの期間に安定化の指標を確認する目的で測定する。

4) モニタリング計画

環境モニタリング及び安定化モニタリングの項目毎の測定頻度や検査項目を表 3-2 に示す。

表3-2 モニタリング計画

	項目	時期	サンプリング 場所	検査項目	頻度
環境モニタリング	地下水	埋立前	地下水集水井 モニタリング井戸 (上中下3箇所)	地下水等検査項目 電気伝導率、塩化物イオン	1回
		埋立中		地下水等検査項目 電気伝導率、塩化物イオン	1回/年
		閉鎖後		地下水等検査項目 電気伝導率、塩化物イオン	1回/月
	放流水	埋立中 閉鎖後	放流水口	総理府令排水基準に係る項目	1回/年
				pH、BOD、COD、SS、T-N	1回/月
	埋立層沈下	閉鎖後	埋立地内 3カ所程度	沈下量	2回/年
	浸出水	埋立中	浸出水調整設 備流入口	水量、pH	連続
		閉鎖後		BOD、COD、SS、T-N	1回/月
				総理府令排水基準に係る項目	1回/6ヶ月
安定化モニタリング	発生ガス	閉鎖後	ガス抜管出口	pH、BOD、COD、SS、T-N	1回/3ヶ月
				ガス温度、ガス量、 組成 (CH_4 、 CO_2 、 N_2 、 O_2 、 H_2 、 H_2S)	2回/年

4 閉鎖と廃止

(1) 処分場の閉鎖

予定する埋立期間若しくは埋立が完了した後、適切に処分場を閉鎖する。

① 最終覆土

埋立完了後、埋立物が露呈しないよう最終覆土を施す。

最終覆土の厚さは、跡地利用を考慮し、0.5m以上とし、覆土材は、閉鎖後の浸出水の処理量を軽減するため、難透水性の土を用いる。

② 雨水の排除

最終覆土面には、排水のため水勾配を設け、必要に応じ側溝を敷設し、外周水路に排水後雨水として放流する。

最終覆土後の法肩には小堤工、小段には小段水路を敷設し、表流水によって覆土の浸食を防止する。

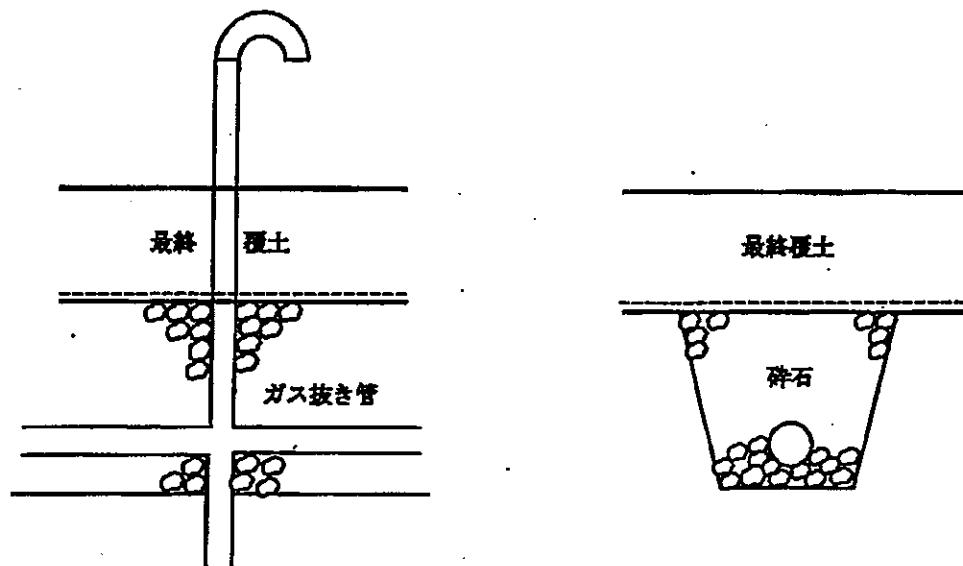
③ 土砂流出防止

最終覆土面には、雨水による小堤工、小段水路と同時に、張芝や植林により、覆土が流出しないような措置を講じる。

④ 発生ガス対策

閉鎖後も、埋立地内部では、ごみの安定化に伴い、ガスが発生する。

閉鎖後は最終覆土により通気性が確保しづらくなることから、意図的に発生ガスを誘導し、埋立地外部に放散するためのガス抜き管を配置する。



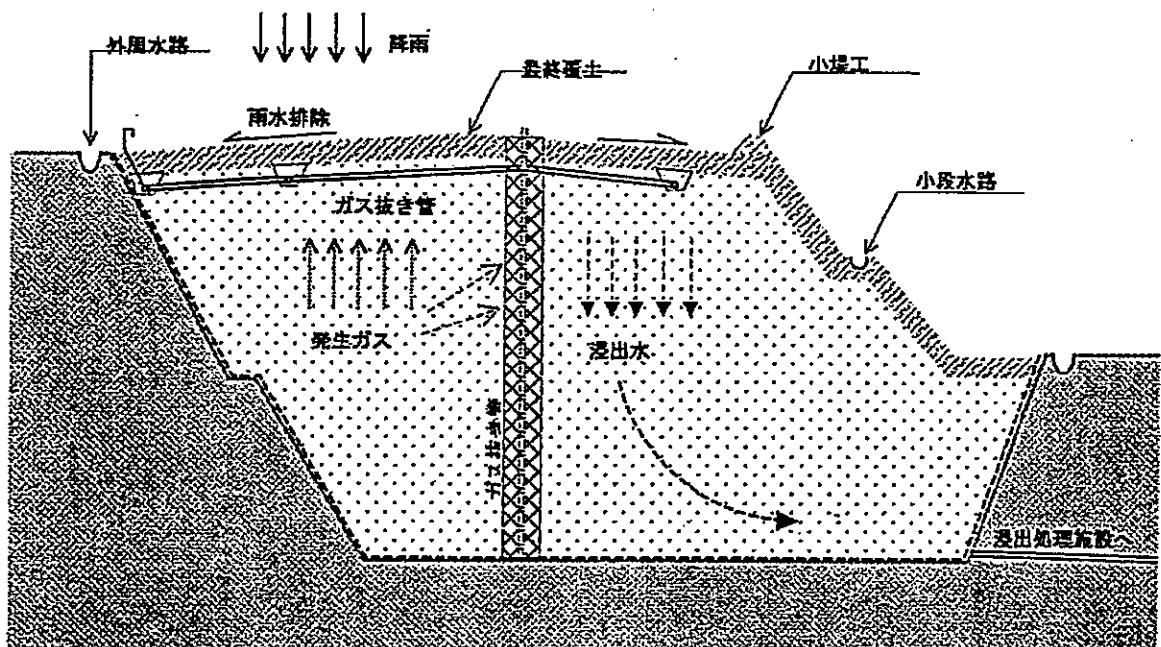


図 4-1 処分場の閉鎖

(2) 閉鎖から廃止まで

最終処分場の廃止とは、埋立物が十分に安定化し、最終処分場としての管理が不要とすることを言い、廃止することにより、他の用途に土地を利用することも可能になる。

廃止の条件は、改正命令で定められており、閉鎖後のモニタリングにより、条件を満足しているかどうかを判定することができる。

また、最終処分場の埋立時及び埋立完了後の管理記録やその他資料は、廃止するまで保管し、廃止後の土地利用時の資料として利用する。

廃止の基準を表 4-1 に示す。

表 4-1 廃止の基準

共同命令による廃止の基準	
1) 廃棄物最終処分場が囲い、立て札、調整池、浸出液処理設備を除き構造基準に適合していないと認められること。	
2) 最終処分場の外に悪臭が発散しないように必要な措置が講じられていること。	
3) 火災の発生を防止するために必要な措置が講じられていること。	
4) ねずみが生息し、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置が講じられていること。	
5) 地下水等の水質検査の結果、次のいずれにも該当していないこと。ただし、水質の悪化が認められない場合においてはこの限りでない。 イ 現に地下水質が基準に適合していないこと ロ 検査結果の傾向に照らし、基準に適合しなくなるおそれがあること	
6) 保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質が、次に掲げる項目・頻度で2年以上にわたり行った水質検査の結果、排水基準等に適合していると認められること。 (1)排水基準等 6月に1回以上 (2)BOD, COD, SS 3月に1回以上	
7) 埋立地からガスの発生がほとんど認められない、又はガスの発生量の増加が2年以上にわたり認められないこと。	
8) 埋立地の内部が周辺の地中温度に比して異常な高温になっていないこと。	
9) おおむね50cm以上の覆いにより開口部が閉鎖されていること。	
10) 雨水が入らず、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる処分場の覆いについては、沈下、亀裂その他の変形が認められないこと。	
11) 現に生活環境保全上の支障が生じていないこと。	

5 跡地利用計画

処分場の跡地は、従来から積極的に行われており、公園、スポーツ施設、資材置き場、せん定枝の堆肥スペースなどに利用されている。

本処分場は、地域に根ざした処分場とすることを基本理念としていることを考え、跡地は、地域還元的な利用を検討する。

その具体的な利用方法については、今後地域住民の要望等に配慮しながら、決定していく。

地域還元的な跡地の利用方法を以下に示す。

① 公園

地域の住民に安らぎを与えるような、環境と調和した穏やかな公園施設。

② スポーツ施設

テニスコート、グランドゴルフ、キャンプ場、サッカー場など。

6 共同命令との照合

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令(総理府・厚生省令)と、当該処分場との照合結果を以下に示す。

表 6-1 最終処分場の構造基準との照合(1)

構造基準	当該処分場
1 埋立地の周囲には、みだりに人が立ち入るのを防止することができる囲いが設けられていること。 (閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにすることができる囲い、杭その他の設備を設ける)	・ 埋立地周囲にネットフェンス(H=1.8m)を設置します。
2 入口の見やすい箇所に、最終処分場(遮断型最終処分場については有害な特別管理産業廃棄物又は有害な産業廃棄物の最終処分場)であることを表示する立札その他の設備が設けられていること。	・ 立札等を設置。
3 地盤の滑りを防止し、又は最終処分場に設けられる設備の沈下を防止する必要がある場合は、適当な地滑り防止工又は沈下防止工が設けられていること。	・ 特に必要なし。
4 廃棄物の流出防止のための擁壁、堰堤その他の設備であって、次の要件を備えたものが設けられていること。 イ. 自重、土圧、波力、地震力等に対して構造耐力上安全であること。 ロ. 廃棄物、地表水、地下水及び土壤の性状に応じた有効な腐食防止のための措置が講じられていること。	・ 最下流部に土堰堤を設置する。
5 埋立地からの浸出液による公共の水域及び地下水の汚染を防止するための次に掲げる措置が講じられていること。 イ. 廃棄物の保有水及び雨水等(保有水等)の埋立地からの浸出を防止することができる次の要件を備えた遮水工又はこれと同等以上の遮水効力を有する遮水工を設けること。 (ただし埋立地の側面又は底面に、不透水性地層(厚さ5m以上、透水係数が100nm/秒(=1×10-5cm/秒)以下の地層若しくはルジオン値1以下の岩盤又はこれと同等以上の遮水の効力を有する地層)がある部分については、この限りでない。) (1)次のいずれかの要件を備えた遮水層を有すること。 (基礎地盤の勾配が50%以上であって、内部水位が達しない部分については、基礎地盤に吹き付けられたモルタルに遮水シート又はゴムアスファルトが敷設されていること。) (イ)厚さ50cm以上、透水係数が10nm/秒(=1×10-6cm/秒)以下である粘土等の層に遮水シートが敷設されていること。 (ロ)厚さ5cm以上、透水係数が1nm/秒(=1×10-7cm/秒)以下であるアスファルト・コンクリートの層に遮水シートが敷設されていること。 (ハ)不織布その他の物の表面に二重の遮水シート(二重の遮水シートの間に車両の走行等の衝撃により双方のシートが同時に損傷することを防止できる不織布その他の物が設けられているものに限る。)が敷設されていること。	・ 法面部) 上から しや光マット しや水シート(t=1.5mm) 耐圧性水平排水材 しや水シート(t=1.5mm) 不織布(t=10mm) ・ 底部) 上から 保護土(t=50cm) 保護マット(t=10mm) しや水シート(t=1.5mm) 保護マット(t=10mm) 中間排水層(t=50cm) 保護マット(t=10mm) しや水シート(t=1.5mm) 保護マット(t=10mm)

表 6-1 最終処分場の構造基準との照合(2)

構造基準	当該処分場
<p>(2)遮水層の下部に必要な強度を有し、平らな基礎地盤が設けられていること。</p> <p>(3)遮水層の表面に遮光性を有する不織布その他の物が敷設されていること。</p> <p>ロ. 埋立地下全面に、不透水性地層がある場合は次のいずれかの要件を備えた遮水工を設けること。</p> <p>(1)薬剤等の注入により、不透水性地層までの地盤のルジオング値が1以下となるまで固化されていること。</p> <p>(2)厚さ50cm以上、透水係数が$10\text{nm}/\text{秒} (=1\times 10^{-6}\text{cm}/\text{秒})$以下である連続壁が不透水性地層まで設けられていること。</p> <p>(3)鋼矢板が不透水性地層まで設けられていること。</p> <p>(4)イ(1)から(3)に掲げる要件。</p> <p>ハ. 地下水により遮水工が損傷するおそれがある場合には管渠(かんきょ)その他の地下水集排水設備を設けること。</p> <p>二. 保有水等を有效地に集め速やかに排出することができる堅固で耐久力を有する構造の管渠(かんきょ)その他の保有水等集排水設備を設けること。(ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地であって、腐敗せず保有水が生じない廃棄物のみを埋め立てる場合については、この限りでない。)</p> <p>ホ. 保有水等の水量及び水質の変動を調整することができる耐水構造の調整池を設けること。</p> <p>ヘ. 保有水等を次の排水基準等に適合させることができる浸出液処理設備を設けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 総理府令排水基準(BOD, COD, SSについて)は、それぞれ60, 90, 60mg/l以下と強化) ・ 埋立地の周囲には、地表水が埋立地の開口部から埋立地へ流入するのを防止することができる開渠その他の設備が設けられていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 底面及び法面平滑整形 ・ しゃ光性マットを設置 ・ 地下水集水管(Φ150, 300)を設置する。 ・ 浸出水集水管(Φ450, 200)を設置する。 ・ 浸出水調整池(1,000m³)新たに設置 ・ 別表1参照 ・ 外周水路を設置

表 6-2 最終処分場の維持管理基準との照合(1)

維持管理基準	当該処分場
1 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	・埋立地の外周にネットフェンス($H=1.8m$)を設置する。
2 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	・規定物以外の搬入防止、即日覆土の徹底。
3 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消防設備を備えておくこと。	・即日覆土の徹底、施設内の消防施設の適正完備。
4 ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布 その他必要な措置を講ずること。	・即日覆土の徹底、必要に応じて殺虫剤を散布。
5 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。	・フェンス及び門扉を設置する。
6 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。	・左記の通りとする。
7 排壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	・保守点検計画を作成し、保守点検を行う。
8 廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他の中により覆うこと。	・底部については、工事完了時に50cmの保護土を設置。 ・法面については、埋立に順次保護土を設置。
9 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。	・定期的に点検する。 ・モニタリング設備によって、しゃ水工の状態を監視。
10 最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。 イ. 埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。 ロ. 埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。 ハ. 埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。 二. 電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。	・第1処分場の下部、第2処分場上下部にそれぞれ一箇所ずつ、モニタリング井戸を設置する。 ・モニタリング計画を作成し、計画的にモニタリングを実施する。
11 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。	・即時調査、対応する。
12 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。	・外周水路の浚渫等を行い、機能低下を防止する。
13 調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。	・左記の通りとする。

表 6-2 最終処分場の維持管理基準との照合(2)

維持管理基準	当該処分場
14 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。 イ. 放流水の水質が排水基準等に適合することとなるよう維持管理すること。 ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。 (1) 排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。 (2) 水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング計画を作成し、計画的にモニタリングを実施する。
15 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 浚渫等を実施。
16 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 (ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。)	<ul style="list-style-type: none"> ガス抜き設備を設置。
17 埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより閉口部を閉鎖すること。 (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。)	<ul style="list-style-type: none"> 0.5m以上の覆土を施し、雨水による浸食を防止するため、排水路の整備や緑化を実施する。
18 閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。	<ul style="list-style-type: none"> 定期的に点検、補修を行う。
19 埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存すること。	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理日報を作成し、保管する。

別表1 浸出水処理施設の計画処理水質

有害物質の種類		単位	許容限度
1	アルキル水銀化合物	mg/l	検出されないと
2	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	"	水銀 0.005
3	カドミウム及びその化合物	"	カドミウム 0.1
4	鉛及びその化合物	"	鉛 0.1
5	有機胂化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、及びEPNに限る)	"	1
6	六価クロム化合物	"	六価クロム 0.5
7	ヒ素及びその化合物	"	ヒ素 0.1
8	シアノ化合物	"	シアノ 1
9	ポリ塩化ビフェニル	"	0.003
10	トリクロロエチレン	"	0.3
11	テトラクロロエチレン	"	0.1
12	ジクロロメタン	"	0.2
13	四塩化炭素	"	0.02
14	1,2-ジクロロエタン	"	0.04
15	1,1-ジクロロエチレン	"	0.2
16	シス1,2-ジクロロエチレン	"	0.4
17	1,1,1-トリクロロエタン	"	3
18	1,1,2-トリクロロエタン	"	0.06
19	1,3-ジクロロプロパン	"	0.02
20	チウラム	"	0.06
21	シマジン	"	0.03
22	チオペンカルブ	"	0.2
23	ベンゼン	"	0.1
24	セレン及びその化合物	"	セレン 0.1
25	ホウ素及びその化合物	"	ホウ素 10
26	フッ素及びその化合物	"	フッ素 8
27	アンモニア、アモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	"	100
28	水素イオン濃度(水素指數)	—	6.5 ~ 8.5
29	生物化学的酸素要求量(BOD)	"	10
30	化学的酸素要求量(COD)	"	"
31	浮遊物質量(SS)	"	"
32	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類)	"	5

有害物質の種類		単位	許容限度
33	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類)	mg/L	30
34	フェノール類含有量	〃	5
35	銅含有量	〃	3
36	亜鉛含有量	〃	5
37	溶解性鉄含有量	〃	10
38	溶解性マンガン含有量	〃	10
39	クロム含有量	〃	2
40	大腸菌群数	個/cm ³	3,000
41	窒素含有量	mg/L	120(日間平均 60)
42	磷含有量	〃	16(日間平均 8)
43	全塗素	〃	30
44	ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10